

保健福祉部表彰種別一覧表

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象 者	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課班名	備 考
母子愛育事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県愛育委員連合会総会 (5月)	個人(愛育委員) 団体(愛育委員会)	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が10年以上であること。 3 個人にあっては年齢50才以上で、現職にある者。	①母子保健家族計画事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本家族計画協会会長表彰 ・母子保健推進会議会長表彰 ②愛育事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・母子保健功勞者表彰(愛育班員全国大会) ・愛育班活動功勞表彰	健康推進課 母子・歯科保健班	
		岡山県保健衛生功勞者表彰式	助産師等				
栄養改善事業功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養改善協議会総会 (6月)	個人(栄養委員) 団体(栄養改善協議会)	栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に10年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢50才以上の現職にある者。 または地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績にかかる従事年数が10年以上であるもの。	栄養改善事業功勞 (食生活改善に限る) (全国食生活改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
		岡山県栄養士会総会 (6月)	個人(栄養士)	次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が10年以上であること。 (2) 年齢が50才以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。	栄養改善事業功勞 (食生活改善を除く) (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰		
栄養指導業務功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養士会総会 (6月)	個人(栄養士)	現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が20年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。	栄養指導業務功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
栄養士養成功勞	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県栄養士会総会 (6月)	個人(栄養士養成従事者)	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者(法人にあってはその代表者)、施設長又は教職員であって栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が10年以上(教職員にあっては15年以上)であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。	栄養士養成功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	

保健福祉部表彰種別一覧表

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象 者	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課班名	備 考
優良特定給食施設	知事表彰 保健福祉部長表彰	岡山県特定 給食施設関 係者研修会	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1. 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2. 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3. 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4. 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5. 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	優良特定給食施設 （全国栄養改善大会） ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	